墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２２年１１月２９日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第３０号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３１年墨田区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「及び１２月」を削り、「１００分の１５３．５」の次に「、１２月に支給する場合においては１００分の１３７．５」を加える。

付則第３項を削る。

別表中「９１８，０００円」を「９１５，０００円」に、「７９０，０００円」を「７８７，０００円」に、「６５３，０００円」を「６５１，０００円」に、「６３１，０００円」を「６２９，０００円」に、「６１２，０００円」を「６１０，０００円」に改める。

第２条　墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「に支給する場合においては１００分の１５３．５、１２月」を「及び１２月」に、「１００分の１３７．５」を「１００分の１４５．５」に改める。

付　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条の規定（別表の改正規定を除く。）　公布の日

⑵　第１条中別表の改正規定　平成２２年１２月１日

⑶　第２条の規定　平成２３年４月１日